

部隊訓練評価隊本部OB会規約

第1条 名 称

本会を部隊訓練評価隊本部（以下センターという）OB会と称する。

第2条 用 語

- 1 F T C : 部隊訓練評価隊と評価支援隊の総称をいう
- 2 退官OB : F T Cでの勤務経験がある元自衛官
- 3 現職OB : F T Cで勤務し、他部隊に転出した現職自衛官
- 4 F T C O B : 退官OBと現職OBとの総称をいう
- 5 センターOB : センターでの勤務経験がある現職OB及び退官OBとの総称をいう
- 6 特別会員 : 本人の希望に基づきOB会が承認した者

第3条 目 的

本会はセンターOB間の親睦を深めるとともにセンターに所属する現職隊員を応援・激励し、センターの発展に寄与することを目的とする。

第4条 事務局、連絡所

- (1) 本会の事務局を事務局長宅に置く。（事務局長の住所記載）
- (2) 連絡所をセンター総務班とする。

第5条 事 業

本会の目的を達成するため、必要な事業を実施する。

- (1) センターの創立記念行事支援
- (2) 北富士駐屯地創立記念行事への参加
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 各種情報交換

(5) その他、目的達成に必要な事項

第6条 会費及び事業に必要な経費

- (1) 年度毎の会費は、徴収しない。但し、会員は寄付を行うことができるものとし、寄付を行わなかった場合も脱会者とはしないものとする。
- (2) 事業実施に必要な経費は状況に応じて徴収する。

第7条 役員

本会に下記の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 1名
- 3 事務局長及び事務局員
当面F T C O B会事務局と兼務とする。

第8条 役員の選出及び任期

本会の役員は、会員の互選により下記の通りとする。

- 1 会長の選出は、役員会で審議し、総会出席者の過半数の賛同で選出する。
- 2 その他の役員は、役員会での審議に基づき、会長が指名し総会の承認を得るものとする。
- 3 役員の任期は5年とし、再任を妨げない。

第9条 本会の会務運営のため下記の会議を設ける。

- 1 総 会
 - ・ 総会は、実施時の参加者をもって成立するものとする。
 - ・ 総会の実施は、センターの創立記念日に合わせ計画する。(実施は3～5年に1回となる。)
- 2 役員会
 - ・ 役員会組織は会長・副会長・事務局長及び事務局員で構成する。

- ・ 役員会の実施は、北富士駐屯地記念日に合わせて実施するとともに、必要により随時実施する。

第10条 会議の成立及び決議事項

- 1 総会は、出席者の過半数の決議で成立する。
- 2 役員会は、役員の2分の1以上の出席者をもって成立し、出席者の過半数の決議で成立する。

第11条 会員

- 1 会員は希望しない者を除いてすべて会員とする。
- 2 センターOB会名簿の備え付け及び整備
 - ・ センターOB会名簿は事務局及びセンターに備えるものとする。
 - ・ 整備は現職OBにあってはセンターで、退官OBは事務局で実施するものとする。
 - ・ 会員の資格喪失要件は、事務局が、会員逝去の情報を得た場合、事務局との連絡がとれない者及び退会を申し出た者
- 3 通信
 - ・ FTC（機動訓練センター）HPをもって、会員に情報提供及び所要の連絡を実施する。必要によりSNS・ライン等をもって連絡通信網を構成する。
 - ・ 北富士駐屯地創立記念日の案内は、センターと事務局が協議の上、案内状を送付するものとする。
この際、特別会員及び歴代部隊訓練評価隊長・副隊長には案内状を送付するものとする。

第12条 規約の改正要件

本規約は、必要により見直しを図るものとし、原則として役員会で事務局長が発議、審議を経て、総会の議決により改正するものとする。

附則 この規約は、令和6年4月20日から施行する。
上記規約は、令和6年4月20日、第1回総会にて決議した。